

# 農林水産省の業務(本省)

主要政策
<b>農林水産省の政策の総合調整(大臣官房関係)</b> 食料・農業・農村基本法に基づき、政策推進の指針となる食料・農業・農村基本計画の策定など、農林水産省の基本政策の立案や施策全般の工程管理・評価などを行うとともに、施策全般の情報を食料・農業・農村白書などを通じて国民に広く提供している。また、法令の制定改廃の審査、人事や会計などの管理業務、予算編成などを含めた省全体の総合調整を行っている。
<b>農林水産分野の国際交渉や国際協力の推進(大臣官房国際部関係)</b> 「多様な農業の共存」を基本理念とし、柔軟かつバランスの取れた貿易ルールの確立を目指し、WTO農業交渉やFTA(自由貿易協定)/EPA(経済連携協定)交渉に対応するとともに、輸出入及び関税に関する制度の円滑な運用、農林水産分野の国際協力などを推進している。
<b>政策ニーズに対応した農林水産統計の作成と利用の推進(大臣官房統計部関係)</b> 農林水産業、関連産業、消費者等を対象に、農林漁業経営、農林水産物の生産、流通・加工、消費や農山漁村地域の実態・動向等を把握し、食料・農業・農村基本計画などの重要施策の策定や実施に資するとともに、国民に広く提供している。
<b>協同組織等の正常な事業運営の促進(大臣官房協同組合検査部関係)</b> 農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合などの経営の健全性確保のために、信用・共済・経済事業などの業務及び会計の状況の検査を行っている。
<b>国民への食料の安定供給の確保(総合食料局関係)</b> 国民への食料の安定供給の観点から、食品産業と農業との連携強化や食品産業の競争力の強化を推進している。また、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、備蓄運営等消費者への米の安定供給の確保、需要に応じた売れる米づくりを推進している。ミニマムアクセス米について、国際約束に即して適切な輸入を実施している。国内産麦について需要に応じた良品質麦生産を推進するとともに、外国産麦について需要に即して安定的に輸入している。
<b>食の安全と消費者の信頼の確保(消費・安全局関係)</b> 食品の生産段階から消費段階において、生産資材(農薬、肥飼料等)の適正な使用・管理、動植物検疫体制の充実及び家畜防疫体制の強化などを徹底するとともに、食品汚染の実態を調査して食の安全を確保し、食品表示の適正化やトレーサビリティ・システムの導入などを通じて消費者の信頼を確保している。また、食について自ら考え判断できる能力を養成する食育を推進している。
<b>農畜産物の生産振興政策の推進(生産局関係)</b> 消費者・実需者のニーズに応じた農畜産物の生産を振興するため、農畜産業の生産に関する施策の企画・立案、植物新品種等の知的財産権の保護・活用、家畜の改良・増殖の推進、自給飼料の増産など飼料の安定供給の確保、農業生産資材(農業機械等)の生産・流通及び利用の合理化、新技術の導入・普及の推進、環境にやさしい農畜産業の推進、地産地消の推進等を行っている。また、中央競馬及び地方競馬の監督等の業務を行っている。

### 農業経営を支援する政策の推進(経営局関係)

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、意欲と能力のある担い手の育成・確保及び担い手への経営支援の条件整備を行っている。

### 総合的な農村振興政策の推進(農村振興局関係)

豊かで住みよい農村づくりを進めるため、土地利用の秩序となる農業振興地域整備計画の策定に関する指導・助成、水田や畑などの農業生産基盤や農村の生活環境の整備など、農村の振興に関する総合的な政策の企画・立案及び施策の推進を行っている。また、都市と農山漁村の共生・対流を推進するとともに、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援などを行っている。

### 農林水産分野の試験研究の推進(農林水産技術会議事務局関係)

農林水産業及び食品産業等に関する試験研究についての基本的な計画の企画立案や農林水産省の試験研究機関、独立行政法人、都道府県、食品産業等の民間企業及び大学等の行う試験研究を推進している。

## 農林水産省の業務（林野庁）

### 主要政策

#### 森林・林業政策に関する総合的な企画立案と林業・木材産業の振興（林政部関係）

森林・林業基本法に基づき、森林・林業施策の基本指針である森林・林業基本計画を策定するとともに、林業・木材産業の振興に資するため、金融・税制措置、緑の雇用事業等による林業就業者の確保、林業経営体の育成、特用林産物（きのこ等）の生産振興、加工・流通の合理化による木材産業の体質強化、住宅や公共施設への地域材利用の推進、違法伐採対策等を実施している。これらの取組については、森林・林業白書などを通じ分かりやすく国民に伝えている。

#### 森林の整備・保全による森林の有する多面的機能の発揮（森林整備部関係）

国土保全や水源かん養等森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成に資するため、長期的な視点で森林を計画的に整備・保全する森林計画制度、森林所有者等が行う森林整備を支援する森林整備事業、荒廃森林等の復旧整備により山地災害を防止する治山事業、開発規制等により重要な森林を保全する保安林制度、松くい虫等森林病虫害の防除や花粉症対策、国民参加の森林づくり、海外林業協力、これらの推進に必要な研究普及等を実施している。

#### 公益的機能の発揮を旨とした国有林野の管理経営（国有林野部関係）

国土の約2割を占め、その多くが脊梁山脈や奥地水源地域に広がる国有林野について、国土保全や国土防災等の国民が求める公益的機能の発揮を旨とした管理経営を行うため、国有林野の森林計画、治山事業、貴重な森林生態系の保全、森林吸収源対策としての森林整備等についての企画・立案を実施している。

# 農林水産省の業務（水産庁）

## 主要政策

### 水産に関する基本的政策の立案・総合調整（漁政部関係）

水産基本法に基づき、施策の基本指針である水産基本計画の策定等、水産に関する基本的な政策を立案し、その成果を水産白書を通じ分かりやすく国民に伝えている。また、漁業労働の安全性の確保、漁業への新規就業の促進、金融・税制措置の企画、水産業協同組合の指導監督、漁船保険制度及び漁業共済制度等により、水産業全体の経営安定に努めている。更に、水産物の流通・消費の分野を担当するほか、水産業・漁村の多面的機能の発揮、水産物の高付加価値化や産地と消費地の価格差の縮減を図る等の政策課題に対応するための業務を行っている。

### 水産資源の適切な保存・管理（資源管理部関係）

漁獲可能量や漁獲努力可能量の設定、緊急に資源の回復が必要な魚種を対象とした資源回復計画の策定などにより資源の適切な保存・管理を進めている。また、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業及び内水面漁業の指導監督及び調整や遊漁船業の指導を行っている。更に、漁業交渉を行い、外国人漁業に対する許可・取締りを実施するほか、海外漁業協力を推進している。

### つくり育てる漁業の推進（増殖推進部関係）

魚介類の子どもたちの育成放流、きれいな漁場での健康な魚の養殖及びそれらの生産量の確保などの取組を行っている。また、水産業に関する試験・研究や新しい技術の開発、水産資源の資源量や生態などに関する試験・調査研究を行うことにより、水産資源を維持・回復し、将来にわたって水産物の安定的供給が出来るよう努めている。

### 漁港・漁場・漁村の総合的整備（漁港漁場整備部関係）

安全で効率的な水産物の安定供給、沿岸域環境の保全・創造の推進を目的として、漁港、漁場及びその他水産基盤の整備を推進している。また、都市部に比べ大きく立ち後れた漁村の汚水処理施設の整備等生活環境の改善、漁村における津波・高潮対策、災害復旧や都市と漁村の共生・対流の推進などの漁村の振興に必要な施策を実施している。

農林水産省の業務（本省の地方支分部局）

組 織	定 員	主 要 施 策	平成13年以降の主な業務改革
地方農政局 (7) 地方農政事務所 (38) 統計・情報センター (157) 事業所等 (86)	平成13年度末 20,379 平成14年度末 19,894 平成15年度末 19,226 平成16年度末 18,738 平成17年度末 18,176	本省が企画・立案した政策を、地域毎の農業の実態にあわせて実施するとともに、地域の情報をも本省に伝える役割を担う。 （主な業務） 生産や消費の現場に近い国の機関として	・平成14年3月、食糧事務所支所（現地域課）を統合（201支所124支所） ・平成15年7月、食糧事務所の廃止（地方農政局への編入）
北海道農政事務所 (1) 統計・情報センター (19)	平成18年度末 17,621	食品の安全性の確保のための監視・指導 主要食糧の需給の安定の確保 農産物の生産、流通、農業経営改善等に関する施策の推進 農協等の検査・指導 農業農村整備事業等の実施・指導・助成 政策情報の提供、地域情報の収集・分析 政策ニーズに対応した農林水産統計の作成と利用の推進 等を実施している。	・平成15年7月、統計情報事務所及び統計情報出張所を統計・情報センターへ改組 ・平成15年7月、統計情報出張所（現統計・情報センター）を統合（277出張所 225出張所） ・平成14年、旧食糧事務所定員については、主要食糧業務等の合理化により定員を平成15年度から平成24年度末までに約3,000人削減を目指すこととし、合理化を実施中 ・平成16年、農林水産統計について、職員調査の調査員調査化等の抜本的見直しを行い、定員を平成17年度から5年間で約1,100人縮減する合理化を実施中 ・平成18年4月、地方農政事務所と統計・情報センターとを統合（北海道農政事務所については、北海道統計・情報事務所と統合） ・平成18年4月、統計・情報センターを統合（266統計・情報センター 176統計・情報センター）

農林水産省の業務（林野庁の地方支分部局）

組織	定員		主要施策	平成13年以降の主な業務改革														
森林管理局 (7)	平成13年度末	5,911	<p>公益的機能の発揮を旨とした国有林野の管理経営</p> <p>国土の約2割を占め、その多くが脊梁山脈や奥地水源地域に広がる国有林野について、国土保全や国土防災等の国民が求める公益的機能の発揮を旨とした管理経営を行うため、地域の自然条件等を踏まえた国有林野の森林計画の策定、治山事業、貴重な森林生態系の保全、森林吸収源対策としての森林整備等についての企画、立案及び事業の実施。</p> <p>民有林直轄治山事業の実施</p> <p>中越震災等民有林における大規模な災害の復旧等を国が直接行う民有林直轄治山事業を実施。</p>	<p>平成10年10月に成立した国有林改革関連2法により、国有林野事業の抜本的改革に取組。</p> <p>公益的機能の維持増進を旨とする管理経営へ転換し、一般会計の負担を前提とする会計制度の下、国の業務は森林計画、治山、保全管理等に限定するとともに、伐採・造林等の実施について全面的な民間委託化を推進。</p> <p>このような考え方の下、組織、職員数を抜本的に見直し</p> <table border="0" data-bbox="1503 734 2139 1005"> <tr> <td>(平成10年度)</td> <td>(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>営林(支)局</td> <td>森林管理局</td> </tr> <tr> <td>14局</td> <td>7局</td> </tr> <tr> <td>営林署</td> <td>森林管理署</td> </tr> <tr> <td>229署</td> <td>98署</td> </tr> <tr> <td>定員数</td> <td>定員数</td> </tr> <tr> <td>7,725人</td> <td>4,980人</td> </tr> </table> <p>治山事業に必要な経費に加え、公益林の管理に必要な人件費についても一般会計で措置</p> <p>伐採・造林等の実施について全面的に民間に委託化</p>	(平成10年度)	(平成18年度)	営林(支)局	森林管理局	14局	7局	営林署	森林管理署	229署	98署	定員数	定員数	7,725人	4,980人
(平成10年度)	(平成18年度)																	
営林(支)局	森林管理局																	
14局	7局																	
営林署	森林管理署																	
229署	98署																	
定員数	定員数																	
7,725人	4,980人																	
森林管理署 (98)	平成14年度末	5,485																
支 署 (14)	平成15年度末	5,228																
	平成16年度末	5,173																
	平成17年度末	5,073																
	平成18年度末	4,980																

農林水産省の業務（水産庁の地方支分部局）

組織	定員		主要施策	平成13年以降の主な業務改革
漁業調整事務所 (6)	平成13年度末	137	漁業秩序の維持	
	平成14年度末	145	我が国排他的経済水域等において外国漁船	
	平成15年度末	151	及び我が国漁船の指導取締りを行う。外国漁	
	平成16年度末	156	船の我が国への寄港許可に関する審査	
	平成17年度末	174	漁業調整等	
	平成18年度末	178	複数県にまたがる漁業紛争の調整、特定(仙 台、新潟を除く)の許可事務の一部等の業務 を実施 水産資源の適切な保存・管理 資源の回復を図ることが必要な魚種や漁業種 類を対象とした資源回復計画の企画・検討。 漁獲可能量(TAC)制度及び漁獲努力可能量 (TAE)制度の管理に係る漁獲状況等の把握	